

## 第 3 6 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 7 番, 8 番)

開催期日 令和 8 年 6 月 2 6 日

### 第36回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和8年6月26日(金) 午後2時00分  
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 鳥 村 正 行

書 記

栗山町農業委員会事務局 清 藤 大 亮

#### 本日の出席委員

|             |              |
|-------------|--------------|
| 1 番 鈴 木 正 志 | 10 番 長 尾 卓 也 |
| 2 番 田 村 俊 彦 | 11 番 川 崎 浩 彦 |
| 3 番 田 村 賢 治 |              |
| 4 番 西 川 満   | 13 番 寺 雅 彦   |
| 5 番 桂 一 照   | 14 番 吉 田 義 弘 |
| 6 番 柴 田 貴 浩 | 15 番 吉 尾 由美子 |
| 7 番 土 門 雅 一 | 16 番 大 櫛 和 矢 |
| 8 番 松 田 とも子 | 17 番 塚 本 政 紀 |
| 9 番 中 島 武 博 | 18 番 鳥 村 正 行 |

#### 本日の欠席委員

#### 本日の参与員

|          |                   |
|----------|-------------------|
| 栗山町農業委員会 | 事 務 局 長 藤 澤 祐 之   |
| 〃        | 事 務 局 主 査 清 藤 大 亮 |
| 〃        | 事 務 局 員 山 下 倅 生   |
| 〃        | 事 務 局 員 成 田 卓 朗   |

本日の議事日程

| 日程 | 議案番号      | 件 名                           |
|----|-----------|-------------------------------|
| 1  |           | 会議録署名委員の指名                    |
| 2  |           | 会期の決定について                     |
| 3  |           | 諸般の報告について                     |
| 4  | 報告第 60 号  | 農地の使用貸借契約の解約の通知について           |
| 5  | 議案第 177 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について        |
| 6  | 議案第 178 号 | 農地法第 4 条の規定による許可申請について        |
| 7  | 議案第 179 号 | 土地の現況証明願いについて                 |
| 8  | 議案第 180 号 | 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について |
| 9  | 議案第 181 号 | 農地のあっせんについて                   |
| 10 | 議案第 182 号 | 買入協議を行う旨の通知の要請について            |
| 11 |           | 農業団体等報告事項                     |

（局長）

全員ご起立願います。礼、ご着席ください。

第 36 回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日出席委員 17 名、全員出席でございます。栗山町農業委員会会議規則第 10 条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長 開会宣言お願いいたします。

（会長）

皆様におかれましては、農業繁忙期という事でお忙しい毎日をお過ごしのことと思います。また、もう少し雨が欲しいところではありますが、好天が続いており作業も順調に進んでいるのかと思います。非常にお疲れのことと思いますが、本日の総会につきましても慎重審議をお願い致します。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議長）

日程 1 会議録署名委員についてですが、7 番土門委員、8 番松田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

日程 2 会期の決定でございますが本日 1 日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日 1 日といたします。

日程 3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。6月16日～19日、栗山町議会6月定例会が開催され、鳥村会長が出席しております。6月19日、現地調査を田村俊彦委員・吉田委員・大櫛委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、何か質問ございませんか。(質疑なしの声)なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第60号農地の使用貸借契約の解約の通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

報告第65号 「農地の使用貸借契約の解約の通知について」下記の農地にかかる使用貸借契約の解約について通知があったので報告する。今回は6件です。

番号1 所在 ○○371、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積3,939㎡の1筆でございます。利用状況は水田として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和5年8月31日、契約期間は令和5年8月31日～令和15年11月30日、解約通知日は令和8年6月15日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町字○○82番地1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○168番地63 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○となっております。

番号2 所在 ○○42番地1、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積15,989㎡外2筆。全筆田でございまして合計面積が34,241㎡でございます。利用状況は水田として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和8年2月20日、契約期間は令和8年2月20日～令和8年11月30日、解約通知日は令和8年6月15日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町字○○523番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○592番地 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○となっております。

番号3 所在 ○○202番地1、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積10,626㎡外1筆。全筆田でございまして合計面積が18,578㎡でございます。利用状況は水田として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和8年3月20日、契約期間は令和8年3月20日～令和8年11月30日、解約通知日は令和8年6月15日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町字○○160番地1 ○○○○、賃借人 栗山町字○○592番地 ○○○○株式会社 代表取締役○○○○となっております。

番号4 所在 ○○167番地53、地目につきましては、公募・現況ともに畑、面積919㎡外2筆。内訳につきましては田が2筆11,753㎡、畑が1筆919㎡、3筆合計12,672㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和8年4月20日、契約期間は令和8年4月20日～令和8年11月30日、解約通知日は令和8年6月15日です。通知者としまして、賃貸人 ○○市○○3-2 ○○○○、賃借人 栗山町字○○167番地86 ○○○○ ○○○○となっております。

番号5 所在 ○○346 番地1、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積13,774㎡外9筆。内訳につきましては田が9筆24,394㎡、畑が1筆2,678㎡、10筆合計27,072㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和8年2月20日、契約期間は令和8年2月20日～令和8年11月30日、解約通知日は令和8年6月15日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町○○284 番地5 ○○○○、賃借人 栗山町字○○83 番地3 ○○○○となっております。

番号6 所在 ○○72 番地、地目につきましては、公募・現況ともに田、面積27,563㎡外4筆。内訳につきましては田が3筆30,438㎡、畑が2筆1,640㎡、5筆合計32,078㎡でございます。利用状況は水田及び普通畑として利用。契約内容が使用貸借、契約年月日は令和8年5月20日、契約期間は令和8年5月20日～令和8年11月30日、解約通知日は令和8年6月15日です。通知者としまして、賃貸人 栗山町○○72 番地 ○○○○、賃借人 栗山町字○○77 番地 ○○○○となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)  
無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程5 議案第177号「農地法第3条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第177号 農地法第3条の規定による許可申請について 下記の農地について、所有権移転及びによる許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。今回は、所有権移転2件、使用貸借1件、地上権の設定1件でございます。

番号1 所在 ○○173 番地1 地目につきましては公簿が山林、現況が田、面積2,500㎡外4筆。内訳につきましては、田が2筆2,947㎡、雑種地3筆4,946㎡5筆合計面積が7,893㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○511 番地 ○○○○、摘要といたしまして耕作する予定がないことから、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○506 番地5 ○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため農地を譲り受けたい。となっております。

番号2 所在 ○○199 番地2 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積319㎡外1筆。内訳につきましては、田が1筆3,231㎡、畑が1筆319㎡、2筆合計3,550㎡となっております。譲渡人につきましては、栗山町字○○118 番地4 ○○○○、摘要といたしまして耕作する予定がないことから、農地を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町字○○36 番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、経営規模の拡大のため農地を譲り受けたい。となっております。

番号3 所在 ○○76 番地1 地目につきましては公簿が畑、現況が田、面積2,690㎡外19筆。内訳につきましては、田が19筆53,474㎡、畑が1筆3,063㎡、20筆合計56,537㎡となっております。貸

主につきましては、栗山町字〇〇65 番地 4 〇〇〇〇、摘要といたしまして農業後継者へ経営移譲したく許可申請に至る。借主につきましては、栗山町字〇〇65 番地 4 役〇〇〇〇、摘要といたしまして、経営移譲を受けるべく許可申請に至る。となっております。

番号 4 所在 〇〇230 番地 6 地目につきましては公簿現況ともに田、面積 171 m<sup>2</sup>外 6 筆。内訳につきましては、田が 4 筆 544 m<sup>2</sup>、畑が 3 筆 237 m<sup>2</sup>、7 筆合計 781 m<sup>2</sup>となっております。譲渡人につきましては、〇〇市〇〇5 丁目 〇〇〇〇 局長〇〇〇〇、摘要といたしまして北海道土地改良財産とともに、区分地上権を譲渡したい。譲受人につきましては、栗山町〇〇299 番地 3 〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、摘要といたしまして、地上権を譲り受け、用水管路により水田に水を安定供給し、土地の所有者は水田を耕作する。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(17 番 塚本)

番号 1 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなり、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(11 番 川崎)

番号 2 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんの意向により〇〇〇〇さんへ農地を譲渡するものとなり、農地所有者の意向であることから問題ないと思います。

(11 番 川崎)

番号 3 につきまして、貸主の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ経営移譲するものとなり、問題ないと思います。

(9 番 中島)

番号 4 につきまして、譲渡人の〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ地上権を移転するものとなり、問題ないと思います。

(議長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりましたので審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 177 号については全て原案どおり決定といたします。

日程 6 議案第 178 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 178 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は、1 件でございます。

番号 1 所在 ○○455 番地 37 公簿現況ともに田、面積 1,030.83 m<sup>2</sup>外 1 筆。申請者につきましては栗山町字○○453 番地 21、転用目的といたしまして、農業用倉庫建築のための永久転用となっております。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、現地調査班長より報告をお願いします。

(14 番 吉田)

令和 8 年 5 月 28 日 第 35 回農業委員会総会後に提出のあった農地法第 4 条の転用申請及び現況証明の願い出に基づき、令和 8 年 6 月 19 日に、田村俊彦委員、大櫛委員、清藤主査、山下主事、同行のもと現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。番号 1 につきまして、申請地は、栗山町役場の北東約 6.0km に位置する第 1 種農地であり、この度、申請者より農業用倉庫建築に係る転用の許可申請があったものであります。本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願いにつきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきております。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

それでは議案第 178 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 178 号については原案どおり決定といたします。

日程 7 議案第 179 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 179 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は、3 件でございます。

番号 1 所在 ○○48 番地 1 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 2,950 m<sup>2</sup>外 3 筆でございます。  
利用状況 雑種地、所有者及び願出人氏名 ○○市○○12 丁目○○ ○○○○、摘要といたしまして地  
目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○134 番地 6 公簿地目 田、現況地目 農地外、面積 1,240 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。  
利用状況 宅地、所有者氏名 栗山町○○8 番地 ○○○○、願出人氏名 栗山町○○91 番地 1 行  
政書士 ○○○○ 摘要といたしまして地目変更登記用となっております。

番号 3 所在 ○○511 番地 3 公簿地目 畑、現況地目 農地外、面積 1,266 m<sup>2</sup>外 1 筆ございま  
す。利用状況 山林、所有者氏名 栗山町○○72 番地 ○○○○、願出人氏名 栗山町○○91 番地 1  
行政書士 ○○○○ 摘要といたしまして地目変更登記用となっております。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ご  
ざいませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

それでは議案第 179 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 179 号については原案どおり決定といたします。

日程 8 議案第 180 号「農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について」事務局の  
説明をお願いします。

(事務局)

議案第 180 号 農用地利用集積等促進計画（案）を定めるべき旨の要請について 農地中間管理事業  
の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定める内容を公益財団  
法人北海道農業公社へ要請することについて意見を諮う。今月は所有権移転 1 件、使用貸借 4 件でござ  
います。

整理番号 8 使 28-1 及び 8 使 28-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○82 番地 1 ○○○○、農  
地中間管理機構 ○○市○○区○○6 丁目 1 番地 23 公益財団法人○○○○ 理事長○○○○、利用権  
を設定する者 栗山町字○○83 番地 3 ○○○○ 申出年月日は令和 8 年 6 月 15 日でございます。利  
用権を設定する土地につきまして、所在 ○○373 番地 1 現況地目 田、面積 3,910 m<sup>2</sup>の 1 筆でござ  
います。利用目的 水田として利用 期間は令和 8 年 7 月 20 日から令和 27 年 11 月 30 日までの 19 年  
4 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は  
水稲・アスパラ・玉葱で、世帯員は男 2 人、女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240  
日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 使 29-1 及び 8 使 29-2 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇83 番地 3 〇〇〇〇、農地中間管理機構 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長〇〇〇〇、利用権を設定する者 栗山町字〇〇82 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日は令和 8 年 6 月 15 日でございます。利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇371 番地 現況地目 田、面積 3,939 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 期間は令和 8 年 7 月 20 日から令和 27 年 11 月 30 日までの 19 年 4 か月となっております。利用権の設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、世帯員は男 2 人、女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 8 所 30-1 所有権の移転を受ける者 〇〇町〇〇824 番地 合同会社〇〇〇〇 代表社員 〇〇〇〇、所有権を移転する者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇、申出年月日は令和 8 年 6 月 17 日でございます。所有権を移転する土地につきまして、所在 〇〇920 番地 1 現況地目 田、面積 8,763 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。利用目的 水田として利用 所有権移転の時期は公告日、土地の引渡時期は対価の支払日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円。面積を乗じまして、合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払い方法につきましては、支払期限までに〇〇〇〇指定の金融機関口座に振り込むものとなっており、対価の支払い期限につきましては、令和 9 年 2 月 26 日となっております。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 1 人、女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えます。

(議 長)

はい。只今事務局より所有権移転 1 件、使用貸借 4 件の説明がありましたので、審議したいと思います。

それでは、整理番号 8 使 28-1 及び 8 使 28-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 使 28-1 及び 8 使 28-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 8 使 28-1 及び 8 使 28-2 は原案どおり決定いたします。

それでは、整理番号 8 使 29-1 及び 8 使 29-2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 使 29-1 及び 8 使 29-2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)  
全員挙手。よって整理番号 8 使 29-1 及び 8 使 29-2 は原案どおり決定いたします。

それでは、整理番号 8 所 30-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)  
質疑なしと認めます。

整理番号整理番号 8 所 30-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理 8 所 30-1 は原案どおり決定といたします。

日程 9 議案第 181 号「農地のあっせんについて」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案 181 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡についてあっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。今回の申出は 2 件でございます。

番号 1 あっせん申出者 栗山町〇〇369 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 8 年 6 月 8 日 申出地所在 〇〇134 番地 2、地目につきましては、公募が畑、現況が田、面積 13,058 m<sup>2</sup>の 1 筆でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(16 番 大櫛)

〇〇さんにおかれましては、経営面積縮小の意向から、農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 1 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 1 はあっせんを可といたしますので、大櫛委員、長尾委員よろしくをお願いします。

番号 2 あっせん申出者 栗山町〇〇284 番地 5 〇〇〇〇 申出年月日 令和 8 年 6 月 15 日 申出地所在 〇〇16 番地 31、地目につきましては、公募が畑、現況が田、面積 170 m<sup>2</sup>外 3 筆。全筆田でございます。合計面積が 543 m<sup>2</sup>でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 田村俊彦)

〇〇さんにおかれましては、相続した農地を今後耕作する予定もないことから、農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第 1 候補に 〇〇〇〇さん、第 2 候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として田村賢治委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号 2 について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号 2 はあっせんを可といたしますので、田村俊彦委員、田村賢治委員よろしくお願いします。

日程 10 議案第 182 号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 176 号 買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第 16 条第 1 項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をするよう要請することについて意見を諮う。今回の申し出は 8 件です。

番号 1 あっせん申出者 栗山町字〇〇523 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 8 年 6 月 15 日 申出地所在 〇〇42 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積 15,989 m<sup>2</sup>外 2 筆。全筆田でございまして合計面積が 34,241 m<sup>2</sup>となっております。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号 2 あっせん申出者 栗山町字〇〇160 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 8 年 6 月 15 日 申出地所在 〇〇202 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積 10,626 m<sup>2</sup>外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 18,578 m<sup>2</sup>。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号 3 あっせん申出者 栗山町字〇〇422 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 8 年 6 月 15 日 申出地所在 〇〇417 番地 1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積 23,102 m<sup>2</sup>外 1 筆。全筆田でございまして 2 筆合計 43,718 m<sup>2</sup>。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号4 あっせん申出者 ○○市○○3番地2 ○○○○ 申出年月日 令和8年6月15日 申出地所在 ○○167番地53 地目といたしましては、公簿、現況ともに畑 面積919㎡外3筆。内訳につきましては、田が2筆11,753㎡、畑が1筆919㎡、雑種地が1筆492㎡、4筆合計13,164㎡。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号5 あっせん申出者 栗山町字○○763番地1 ○○○○ 申出年月日 令和8年6月15日 申出地所在 ○○763番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積868㎡外4筆。全筆田でございます5筆合計39,576㎡。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号6 あっせん申出者 栗山町○○284番地5 ○○○○ 申出年月日 令和8年6月15日 申出地所在 ○○346番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積13,774㎡外5筆。内訳につきましては、田が5筆23,851㎡、畑が1筆2,678㎡、6筆合計26,529㎡。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号7 あっせん申出者 ○○市○○4-25-703 ○○○○ 申出年月日 令和8年6月15日 申出地所在 ○○914番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積42,110㎡外1筆。内訳につきましては、田が1筆42,110㎡、畑が1筆3,124㎡、2筆合計45,234㎡。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号8 あっせん申出者 栗山町○○72番地 ○○○○ 申出年月日 令和8年6月15日 申出地所在 ○○50番地2 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積27,563㎡外6筆。内訳につきましては、田が3筆30,438㎡、畑が2筆1,640㎡、雑種地が1筆265㎡、用悪水路が1筆335㎡、7筆合計32,678㎡。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

整理番号3について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3は原案どおり決定いたします。

整理番号4について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号4について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号4は原案どおり決定いたします。

整理番号5について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号5について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号5は原案どおり決定いたします。

整理番号6について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号6について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号6は原案どおり決定いたします。

整理番号7について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号7について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号7は原案どおり決定いたします。

整理番号8について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号8について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号8は原案どおり決定いたします。

日程 11 番 議案第 183 号「農業委員会事務局職員の任免について」私の方から説明いたしますので、事務局の皆さんは退出してください。

(事務局員退席)

栗山町職員の人事異動に伴い、農業委員会等に関する法律第 20 条第 3 項の規定により任命について承認を求めるということで、移動年月日は令和 5 年 4 月 1 日です。

解任 事務主査 ○○○○ 異動先については環境生活課ゼロカーボン推進グループ主査。任命 事務局主査 ○○○○ 環境生活課ゼロカーボン推進グループより。任命 事務局主査 ○○○○

事務局主事より昇格。

以上が人事案件になりますが、何かございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

議案第 183 号「農業委員会事務局職員の任命について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 183 号は原案通り決定いたします。

本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は 7 月 21 日火曜日 午後 2 時 00 分から、現地調査につきましては 7 月 14 日火曜日 午前 9 時 30 分から 第 4 班 西川委員、川崎委員、吉尾委員にお願いします。それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(主査)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。(午後 3 時 00 分 終了)